

関川村農業委員会の委員募集要項（再募集）

1. 農業委員会の委員職務内容及び募集人数等

(1) 職務内容

農地法及び農業委員会等に関する法律で規定されている業務（農地の利用集積の推進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地利用状況調査等）

(2) 募集人数 1名（農地利用最適化推進委員のような区域の設定はありません）

(3) 任期 令和6年8月1日から令和9年7月31日

(4) 報酬額 月額 30,000円
月額報酬のほかに、活動実績や成果実績に応じて支給される報酬があります。（年額412,000円以内）

2. 応募資格

利害関係を有しない者（土地持ち非農家等、農業経営に携わっていない者）であり、なおかつ、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。
ただし、次に該当する方は委員となることができません。

①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

注）教育委員会委員など他の法律で農業委員との兼職が禁止されている役職がありますので注意願います。

3. 応募の受付期間及び手続き

応募要項及び申込書は、村ホームページのほか、農業委員会事務局に備えてあります。

(1) 受付期間 令和6年3月28日（木）から令和6年4月5日（金）まで

(2) 受付時間 土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出書類 農業委員応募申請書、住民票（村内の方は省略可）

※ 申請書類は、令和6年4月5日（金）までに郵送又は直接持参し提出下さい。

4. 選考方法 書類選考等（必要に応じて面接を行う場合があります。）

5. 選考の結果通知 選考の結果については、令和6年6月下旬頃に通知します。

6. 推薦及び応募の状況の公表

再募集期間終了後、ホームページ等で下記について公表します。

- ①推薦をする者（個人）については、「氏名」「年齢」「性別」「職業」
- ②推薦をする者（団体）については、「名称」「代表者」又は「組織概要」
- ③推薦を受ける者又は応募する者は「氏名」「年齢」「性別」「職業」「経歴及び農業経営の状況」
- ④「推薦又は応募の理由」
- ⑤「推薦を受けた者の数」及び「そのうちの認定農業者等の数」
- ⑥「応募した者の数」及び「そのうちの認定農業者等の数」

7. 問合せ先及び申請書受付窓口

〒959-3292

関川村大字下関912番地

関川村農業委員会事務局（関川村役場2階 農林課内）

電 話 0254-64-1447（農林課直通）

F A X 0254-64-0079

E - mail nogyoiinkai@vill.sekikawa.lg.jp